

マリンスポーツ財団助成金（給付型）募集要項 2024

1. 目的

当財団は、海洋性レクリエーションを通じて海事思想の普及・発展に努めているところ、昨今の海洋環境を取り巻く多くの課題に対応するため、世界にはばたく優秀な人材及び団体の活動を支援し、よりよい水辺環境の形成に寄与することを目的に、以下のプログラムを実施する。

2. 支援プログラム（支援コース）

- (1) 進学等支援（生徒及び学生対象）⇒進学・留学の支援（奨学金）
- (2) 海洋活動支援（個人対象）⇒個人が行う活動の支援
- (3) 調査活動支援（個人対象）⇒個人が行う調査活動・研究の支援
- (4) 団体活動・設立支援（団体対象）⇒団体の事業活動の支援又は団体設立の支援

3. 本年度（2024年度）の公募期間

公募開始（募集開始日） 2024年9月1日(日)

公募終了（応募締切日） 2024年10月31日(木)

4. 各コースの応募資格

(1) 進学等支援（高校生以上の生徒及び学生対象）

次世代の海洋人材育成のため、海洋分野への進学等を目指す方を1年間支援いたします。（翌年度4月1日から1年間）

① 海洋関係の進学・留学を目指す方（奨学金の支給）

a. 国内の大学院・大学・短期大学・専門学校に進学するための経費支援

- (a) 入学金
- (b) 授業料
- (c) 生活費

b. 海外留学するための経費支援

- (a) 旅費
- (b) 入学金
- (c) 授業料
- (d) 生活費

(2) 海洋活動支援（個人対象）

マリンスポーツ等水辺活動の健全な普及及び発展のため、社会貢献を目的に次の活動を行う方を1年間支援いたします。（翌年度4月1日から1年間）

① 海洋性レクリエーションの普及啓発活動を行う方（活動の支援）

② 水上安全の普及啓発活動を行う方（活動の支援）

(3) 調査活動支援（個人対象）

青少年の新しい発想・着眼点から、現在海洋が抱える諸問題の解決にアプローチするため、次の研究に取り組む方を1年間支援いたします。（翌年度4月1日から1年間）

① 水上安全（水難及び海難の防止等）に関する調査活動を行う方（調査活動の支援、研究の支援）

② 海洋環境の保全に関する調査活動を行う方（調査活動の支援、研究の支援）

(4) 団体活動・設立支援（団体対象）

マリンスポーツ等水辺活動の健全な普及及び発展のため、明確な活動目的と綿密な事業計画のもと、水辺活動等を行う次の団体を最大3年間支援いたします。（翌年度4月1日から最大3年間）

① 社会貢献性と収益性の両方を併せ持ち、助成支援終了後に自助努力で活動の継続又は団体の存続ができる団体（団体活動の支援、団体設立の支援）

5. 助成金交付額

(1) 本助成金の交付対象者及び交付額は、当財団の規程に基づき、助成事業選考委員会の審査を経て、理事会の承認を受け決定されます。

（※助成事業選考委員会では、審査基準により審査・評価を行い、当事業予算の範囲内で採択を行いますので、応募要件を満たした申請であっても、必ずしも採択されるわけではありません。）

(2) 助成金交付額は、下記のとおり各コース上限100万円です。また、仮に助成金交付対象者に選定された場合であっても、助成金は必ずしも申請した助成金交付希望額のとおりに交付されると限らず、交付額が減額となる場合がございます。

(3) 本助成金の受給者は、助成対象期間終了後1ヶ月以内に「活動報告書」又は「成果報告書」を当財団に提出しなければなりません。

(4) 交付時期：(2024年10月31日の応募受付終了後、2024年11月～2025年2月に選定を予定、2025年3月に決定の見込み。助成金の振込は、3月の決定以降。)

支援コース (支援プログラム)	対象者	助成対象期間 (支援期間)	金額
(1) 進学等支援	学生	翌年度4月1日 から1年間	上限100万円
(2) 海洋活動支援	個人	翌年度4月1日 から1年間	上限100万円
(3) 調査活動支援	個人	翌年度4月1日 から1年間	上限100万円
(4) 団体活動・設立支援	団体	翌年度4月1日 から最長3年間	上限100万円 (但し、助成金は3年間で 上限100万円とする。)

6. 通知の方法

- (1) 交付対象者には、助成金交付決定通知書を郵送いたします。(3月中)
- (2) 団体活動・設立支援については、本WEBサイトにて交付対象者名の公表もを行います。

7. 応募に伴う報告義務

- (1) 進学等支援
 - ①進学先の合格証明(コピー)の提出(合格後直ちに)
 - ②「活動報告書」及び「収支報告書(支払の事実を証明できる証憑類を含む)」の提出(助成対象期間終了後1ヶ月以内)
 - ③「状況報告書」の提出を指定する場合がある。
- (2) 海洋活動支援
 - ①「成果報告書」及び「収支報告書(支払の事実を証明できる証憑類を含む)」の提出(助成対象期間終了後1ヶ月以内)
 - ②「状況報告書」の提出を指定する場合がある。
- (3) 調査活動支援
 - ①「成果報告書」及び「収支報告書(支払の事実を証明できる証憑類を含む)」の提出(助成対象期間終了後1ヶ月以内)
 - ②「状況報告書」の提出を指定する場合がある。
 - ③調査活動の報告書又は研究論文の提出
- (4) 団体活動・設立支援

- ①「成果報告書」及び「収支報告書（支払の事実を証明できる証憑類を含む）」の提出（助成対象期間終了後1ヶ月以内）
- ②「状況報告書」の提出を指定する場合がある。

8. 留意事項

- (1) 調査、研究は支援対象者自身が行うこと。
- (2) 申請書、報告書は支援対象者自身が記述し、偽りがないこと。
(不正利用や虚偽申請等があった場合は、給付資格を取り消すとともに、直ちに助成金を全額返金しなければならない)
- (3) 応募書類は返却しない。
- (4) 選考にあたり、面接（非対面含む）をする。
- (5) 助成対象期間（支援期間）は、2025年4月1日から2026年3月末の1年間（団体活動・設立支援については、最長3年間）とする。
- (6) 「活動報告書」又は「成果報告書」並びに「収支報告書（支払の事実を証明できる証憑類を含む）」は、助成対象期間（支援期間）終了後1ヶ月以内に提出すること。
- (7) 「状況報告書」の提出を指定する場合がある。
- (8) 指定の報告書が提出されない場合は、全額もしくは一部を返金する。
- (9) 報告書類のフォーマットは当財団ホームページより取得する。
- (10) 当財団の助成金は、他団体の助成金と併用することができる。但し、当財団助成金は同時に2つ以上受給することはできない。

9. 応募方法

以下の応募書類を応募締切日（2024年10月31日(木)）必着にて当財団事業部まで郵送する。（封筒には、助成金応募書類在中と朱書きしてください。）

- (1) 必ず提出しなければならない書類
 - ①助成金給付願書
 - ②個人情報取扱い同意書
- (2) 場合により提出しなければならない書類
 - ①推薦書（生徒、学生又は未成年の場合）
 - ②助成金給付願書の記載内容に関する補足資料（A4用紙・様式自由・支援を希望する活動(研究)についての補足がある場合）
 - ③これまでの活動実績(学業成績)に関する資料（A4用紙・様式自由・アピール

したいことがある場合)

<問い合わせ先>

公益財団法人マリンスポーツ財団

〒104-0045

東京都中央区築地 4-3-11 AQUA ビル 6階 TEL.03-3541-6701

事業部 助成事業担当 (grant2024@maris.or.jp)